

判決年月日	平成 23 年 4 月 26 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 22 年（行ケ）第 10312 号		
○ 名称を「椅子型マッサージ機」とする発明に係る特許について、進歩性欠如、分割要件違反及び補正要件違反の各主張を排斥して原告（請求人）の無効審判請求を不成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとの理由で取り消した事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

1 事案の概要

被告は、平成 14 年 3 月 11 日、名称を「マッサージ機」とする発明につき、特許出願をし、平成 17 年 4 月 7 日、このうち「椅子型マッサージ機」との名称の発明につき分割出願して本件の特許出願とし（特願 2005-110927 号）、平成 17 年 10 月 7 日、特許登録を受けた（特許第 3727648 号、請求項 1 ないし 8）。

原告は、平成 21 年 10 月 19 日、本件特許につき無効審判請求をしたところ（無効 2009-800219 号事件）、特許庁は、平成 22 年 8 月 26 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたので、原告がその取消しを求めたのが本件訴訟である。

なお、審決の理由は、本件各発明は、その出願日当時、引用例たる甲第 1 号証（特開 2000-325416 号公報）に記載された発明に甲第 2 号証の 1（意匠登録第 1022881 号公報）等に記載された事項ないし周知技術を組み合わせることによっても、当業者において容易に想到できたものではないし、また分割要件違反及び補正要件違反はない、というものである。

2 裁判所の判断

裁判所は、本件出願日当時、甲第 1 号証に記載された発明に周知技術を組み合わせることにより、当業者において本件発明 1（請求項 1）に容易に想到することができたから、本件発明 1 に係る審決の容易想到性の判断には誤りがあり、また本件発明 2 ないし 8（請求項 2 ないし 8）についても同様であると判示し、審決を取り消した。

なお、審決は、甲第 1 号証の図 7、8 等のマッサージ具の構成に図 11 の突起体及びマッサージ具の構成を追加して、両構成を兼ね備えた構成にする動機付けがないとして、当業者が両構成を兼ね備えた構成に容易に想到できないとした。しかし、裁判所は、上記両構成は同一の文献（引用例）に記載された実施例にすぎず、甲第 1 号証中にはこれらをともに採用したときに支障が生じることを窺わせる記載はなく、当業者の技術常識に照らしてもそのような支障があるものとは認められないから、かかる動機付けに欠けるところはないし、上記両構成を兼ね備えた構成を採用したことによって生じる作用効果も当業者において予測できない格別のものではないと判示して、上記の容易想到性の判断を行った。